

# 平成31年度貸貸料予算案が「1,011億円」で決定される



発行所  
  
**土地連**  
一般社団法人 沖縄県軍用地等地主連合会  
 北谷町字桑江129番地4  
 発行人 比嘉宏仁  
 電話 (098) 923-2258  
 FAX (098) 923-2257

**主な紙面紹介**

1面 平成31年度貸貸料予算案が「1,011億円」で決定される

2面 平成30年度における本会の活動について

政府は、平成30年12月21日の閣議において、「平成31年度一般会計歳入歳出概算について」を決定しました。この閣議決定に基づき、平成31年度の沖縄県の駐留軍用地等に係る貸貸料予算は、「対前年度比1.0%増」の約1,011億4千万円となることが決まりました。

なお、予算は最終的に3月末までに国会での審議を経て成立することになります。本会では、今後も関係機関と連携を密にしながら、要請、政策提言活動に取り組んでいきます。

### 「総会」の決定に基づき要請活動を展開

平成31年度の貸貸料の要請については、平成30年6月27日に開催された「第95回定時会員総会」において次のとおり決定されました。

- 平成31年度軍用地等貸貸料の増額措置
- 要求額 1,028億円
- 前年度比 2.8%増 (28億円増)

本要請に当たっては、この間、「評価地目の適正な見直し」を実現するため、段階的に実現可能な要求額を算出し、要請していくことを基本的な考え方として決めてきたものであります。平成31年度の要求についても、この考え方を継続させながら、評価地目や地域によって貸貸料の支払単価に差が生じる「地域間格差」の問題について、更なる是正を進めるための予算として、前年度未達成額も併せて増額措置を要請すること



福田防衛大臣政務官へ要請書を手交する眞喜志会長（7月20日、防衛省）

とりました。要請活動は、本会の役員が平成30年7月10日に沖縄防衛局長、7月20日に防衛省において要請を行いました。防衛省における要請では、福田防衛大臣政務官、深山地方協力局長に面会し、眞喜志会長から、地権者や地主会を取り巻く情勢や評価地目の見直し、地域間格差の是正の必要性について訴え、要請書を手交しました。

### 上乗せ交渉の結果、概算要求額が決定

8月10日開催の理事会において、防衛省は、平成31年度貸貸料予算案について、同年7月10日に閣議了解された「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき、沖縄の借料予算の概算要求額として、「対前年度比0.8%増」を提示しました。

しかしながら、本会から要請した「対前年度比2.8%増」とは、かけ離れたものであったことから、本会では、防衛省からの提示額について協議を行った結果、更なる上乗せを求めていくため、上京して要請活動を実施することを決定しました。本会では、上京要請に先立ち、更なる上乗せを実現できるよう、関係機関と情報、意見交換を行ってきました。

防衛省への要請は、8月21日に全役員が上京して行われました。要請では、山本防衛副大臣を表敬し、眞喜志会長から、防衛省から



山本防衛副大臣へ概算要求額の再考を訴える三役（8月21日、防衛省）

提示のあった概算要求額は不満であり、受け入れることができないことから、上乗せを求めて上京した旨を説明し、地権者の現状に配慮してもらいたい、旨を伝えました。

その後、中村地方協力局長、伊藤施設管理課長らとの交渉を行い、防衛省側が「対前年度比8億円増」の提示額に更なる上乗せができるように努力し、その結果を改めて提示することとなり、交渉を終えました。同日、防衛省より、財務省と調整した結果、「対前年度比9億円増」を確保した旨の連絡が入ったことから、緊急理事会を開催し、その対応について協議しました。その結果、交渉については、三役へ一任し、翌朝、中村地方協力局長に対し、更なる上乗せの提示を受けるため、再交渉を行うことを決

**「平成31年度概算要求額（貸貸料）について」**

○予算案 約1,011億4千万円

○前年度比 1.0%増（約10億円増）

定し、三役が再交渉に臨むこととなりました。三役は、8月22日に中村地方協力局長と面談し、更なる上乗せを強く求めました。その結果、「対前年度比1.0%増（約10億円増）」の提示を受けたことから、三役は最終的にこれを受け入れることを表明し、その後、全役員へ同提示額にて最終的に妥結した旨を報告しました。その後、三役は県選出国会議員の事務所を訪問し、「中村地方協力局長から概算要求額の提示を受けたが、次年度予算決定まで更なる上積みにご尽力いただきたい」として、支援をお願いしました。こうした要請活動を行ってきた結果、防衛省は8月31日に、本会と妥結した提示額のとおり概算要求額が次のとおり決定したことを発表しました。

### 政府案は概算要求額どおり満額を確保

平成30年12月18日に三役は防衛省へ直接、満額確保を求めるため上京しました。中村地方協力局長を訪ねた際、中村地方協力局長からは、「予算額の確保に当たっては、概算要求額を死守すべく取り組んできた。来る閣議において満額確保できる見通しである」との説明を受けました。これを受け、眞喜志会長から引き続き、国会にて予算が成立するよう、協力を求めました。また、県選出国会議員等を訪問して、平成31年度軍用地等貸貸料の満額確保について側面的に支援してもらえるよう協力を求めました。

こうした経緯を経て、12月21日付、政府は平成31年度軍用地等貸貸料を概算要求通り予算案として閣議決定しました。



予算の満額確保を求めるため、中村地方協力局長（右から二番目）を表敬した三役（12月18日、防衛省）

# 平成30年度における本会の活動について

## 要請・沖縄における駐留軍用地の返還について

三役及び関係地主会長は、平成30年11月22日に沖縄防衛局へ「沖縄における駐留軍用地の返還について」要請を行いました。同要請は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく返還等によって、地権者へ不安や経済的負担が生じないよう措置等を求めたものです。同要請を受けて、中嶋沖繩防衛局長からは、「現在の法体系

では、地権者に返還による未収入期間が生じないよう設計されているが、沖縄防衛局としても取組方法を検討して未収入期間が生じないよう努力している。分割返還が地主の不利益となることも承知している。要請の趣旨を理解し、沖縄県の発展に向け、取り組んでいきたい」旨のコメントがありました。なお、同要請については、

## 交付・「返還跡地助成金」を宜野湾市地主会へ

平成30年11月14日、全役員立会いのもと、宜野湾市地主会（又吉信一会長）へ返還跡地助成金計122万1千円を交付しました。

29年7月31日付で返還された普天間飛行場（東側沿い）が「返還後」分（25万1千円）の交付となります。今回の交付を受け、又吉会長からは、「助成金をしっかりと跡地利用のために有効活用していきたい」との感謝の言葉をいただきました。

今回は、平成27年3月31日付で返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還跡地が「引渡後」分（97万円）、平成

又吉宜野湾市地主会長へ助成金を交付する眞喜志会長（11月14日、土地連会館会議室）

## 申入れ・「跡地利用特措法」の改正に向けた協議の場の設置について

沖縄県における駐留軍用地の跡地利用を推進することを目的とした「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用特措法）は平成34年（2022年）3月末に失効します。これについて、平成30年12月14日、法律の改正に向けた協議の場の設置を求める申入れを沖縄県に対して行いました。

申入れでは眞喜志会長より、「現行法では自衛隊施設用地が対象となっていないことなど、未だ十分な内容になっていない」旨が述べられました。これに対し、川満沖繩県企画部長からは、「対象が駐留軍用地に限定された同法を自衛隊施設用地に適用するためには、同法で規定できるのかなど、総点検を行いながら改正に向けて取り組んでいき



川満企画部長へ申入れ書を手交する眞喜志会長（12月14日、沖縄県）



又吉宜野湾市地主会長へ助成金を交付する眞喜志会長（11月14日、土地連会館会議室）



中嶋沖繩防衛局長へ要請書を手交する眞喜志会長（11月22日、沖縄防衛局）

防衛省に対しても要請書を送付しました。

## 説明会・「軍用地に係る税務等について」

駐留軍用地や自衛隊施設用地等に係る相続や、税務を取り巻く状況とその対策について周知することを目的に、平成30年9月16日、国立劇場おきなわ（浦添市）において、地権者などを対象とした説明会「軍用地に係る税務等について」を開催しました。説明会は全3部の構成で、第1部「法定相続情報証明制度について」（那覇地方方法務局宜野湾出張所の比嘉所長、第2部「相続、贈与に係る税金について」（仲地本会顧問税理士）、第3部「民事信託（家族信託）について」（一般社団法人家族信託普及協

会）の芳屋代表理事」と題した説明が行われました。説明会の参加者からは、「相続や税金については身近で悩みの多いテーマなので、また開催してもらいたい」などの声があり、好評を博しました。



説明会の様子

## 在日米軍従業員の事前募集について

【インターネット応募】  
「LMO」で検索 (<http://www.lmo.go.jp>)  
【窓口応募受付場所及び問合せ先】



エルモ

独立行政法人  
駐留軍等労働者労務管理機構  
沖縄支部 管理課

〒904-0202  
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1  
（道の駅かでな隣り）TEL (098) 921-5532

## コラム

### 進めよう！土地連共済

土地連共済は、本会と県内5つの金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合）と連携した会員向けの融資制度です。本コラムでは、各金融機関の担当者から現場の声を紹介していただきます。第3回目は、沖縄銀行の取組についてです。

「おきぎん家族信託サポートサービス」について  
相続対策としてまず考  
えるのが「遺言書」を書  
くことですが、その前に  
認知症になってしまえば  
どうなるのか。そこで考  
えるのが「成年後見制度  
です。しかし同制度は財  
産を守る事が目的です  
ので売却するには家庭裁  
判所の許可が必要で、  
そこで今財産を持つてい  
る方が信託できる相手に  
自分の財産（信託財産）  
の管理や処分をする権限  
を託すのが「家族信託  
です。  
仕組みはシンプルです。  
持っている財産を委託す  
る「委託者」と、委託さ  
れた財産を管理運用する  
「受託者」、そして財産か  
ら生じる利益を受け取る  
「受益者」によって成立し  
ます。信託契約を結ぶ際  
に決められた範囲であれ  
ば受託者は自由に財産の  
運用や売却を行うことが  
出来ます。  
「土地連共済融資制度」  
に於いては2019年から  
家族信託により所有権

**おきぎん 家族信託 サポートサービス**

事例紹介

信託の相談から実行までのステップ

- 1 営業店にて家族信託の相談・受付
- 2 外部専門家による信託プランの策定
- 3 信託契約書の内容確定
- 4 口座開設・お借入手続き

おきぎん家族信託サポートサービス

（営業推進部 棚原 正）